

しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう にゆうかん ぎのうじっしゅうせい し
出入国在留管理庁(入管 Immigration Services Agency)から技能実習生へのお知らせ

あた たいさく にほん で ひと ぎのうじっしゅう しけん う
新しいコロナウイルスへの対策で、日本を出ることができない人、技能実習の試験を受けること
ができない人、「特定技能1号」に在留資格 を変える準備ができていない人のためのルールを作りました。

① にほん で ひと 日本から出ることができない人

→ ざいりゅうきげん ねん がつ にち ひと とくていかつどう げつ はたら
在留期限が2022年11月1日までの人は、「特定活動(4か月・働くことができる)」か
「特定活動(4か月・働くことができない)」に在留資格 を変えることができます。

※「特定活動(4か月・働くことができる)」は、いままでと同じ仕事をする人、(いままでと同じ仕事
が見つからない場合)いままでの仕事と関係のある仕事をする人だけです(会社は変えることが
できます。)

※「特定活動(4か月・働くことができない)」や「短期滞在」など、働くことができない在留資格
の人は、アルバイトをするための許可を申し込むことができます(「資格外活動許可申請」といま
す。資格外活動許可を受けた場合は、1週間の間に28時間までアルバイトをすることができます。

※新しい仕事を探すときに、条件 を満たしていれば、雇用保険の給付(基本手当)をもらうこと
ができます。

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-8.pdf>

※今の在留資格が「特定活動(6か月・働くことができる)」か「特定活動(6か月・働くことが
できない)」で、ざいりゅうきげん ねん がつ にち ひと さいだい かい ざいりゅうきげん ねん がつ
在留期限が2022年6月29日までの人は最大2回、在留期限が2022年6月30
日より後の人は1回だけ在留期限を長くすることができます(更新ができます。)

② ぎのうじっしゅう しけん う ひと 技能実習の試験を受けることができない人

→ しけん う つぎ ぎのうじっしゅう はじ とくていかつどう げつ はたら
試験を受けて、次のレベルの技能実習 を始めるまで「特定活動(4か月・働くことができる)」
に在留資格 を変えることができます。※いままでと同じ会社で仕事をする人だけです。

③ ^{いま} 今までの会社で ^か 働くことができなくなった人 ^{ひと}

→ ^{あた} 新しく ^{ぎのうじっしゅう} 技能実習 をする会社が見つからない人で、「^{とくていぎのう} 特定技能1号」の ^{ざいりゅうしかく} 在留資格 で ^{はたら} 働くことを ^{めざ} 目指す人で、^{ざいりゅうきげん} 在留期限が ^{ねん} 2022年 ^{がつ} 11月 ^{にち} 1日までの人は、「^{とくていかつどう} 特定活動(最大1年・ ^{ざいりゅうしかく} 働くことができる)」に ^{ざいりゅうしかく} 在留資格 を ^か 変えることができます。

※ ^{ぎのうじっしゅう} 技能実習 が ^お 終わった ^{あと} 後も、^{にほん} 日本を出ることができない人も ^{ざいりゅうしかく} 在留資格 を ^か 変えることができます。

https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html

↓ ↓ ↓ ^{した} ここから下は ^{ぎのうじっしゅう} 技能実習 ^{ごう} 2号を ^お 終わる人への ^{ひと} 案内です。 ↓ ↓ ↓

④ 「^{とくていぎのう} 特定技能1号」に ^{ざいりゅうしかく} 在留資格 を ^か 変える ^{じゅんび} 準備ができていない人 ^{ひと}

→ ^{じゅんび} 準備ができるまで「^{とくていかつどう} 特定活動(4か月・ ^{はたら} 働くことができる)」に ^{ざいりゅうしかく} 在留資格 を ^か 変えることができます。

※「^{ぎのうじっしゅう} 技能実習 ^{ごう} 3号」を ^お 終わった人も ^{ざいりゅうしかく} 在留資格 を ^か 変えることができます。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html

※ ^{じゅんび} 準備ができていない人は、「^{とくていぎのう} 特定技能1号」に ^{ざいりゅうしかく} 在留資格 を ^か 変えることができます。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html

⑤ 「^{ぎのうじっしゅう} 技能実習 ^{ごう} 3号」へ ^{ざいりゅうしかく} 在留資格 を ^か 変えたい人

→ ^{ゆうりょう} 優良 と ^{みと} 認められた会社で ^{ぎのうじっしゅう} 技能実習 をする人は、「^{ぎのうじっしゅう} 技能実習 ^{ごう} 3号」に ^{ざいりゅうしかく} 在留資格 を ^か 変えることができます。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00146.html

★ わからないときは、入管 (Regional Immigration Services Bureau 出入国在留
かんりきょく しつもん 管理局)に質問してください。

がいこくじんざいりゅうそうごう
外国人在留総合 インフォメーションセンター(月～金 8:30～17:15)

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、PHS、外国から)

ちほうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
地方出入国在留管理局

さっぽろしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
札幌出入国在留管理局 TEL 011-261-7502

せんだいしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
仙台出入国在留管理局 TEL 022-256-6076

とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
東京出入国在留管理局 TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234 (IP、PHS、外国から)

よこはましきょく
横浜支局 TEL 0570-045-259

TEL 045-769-1729 (IP、外国から)

なごやしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
名古屋出入国在留管理局 TEL 0570-052-259

TEL 052-217-8944 (IP、外国から)

おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
大阪出入国在留管理局 TEL 06-4703-2100

こうべしきょく
神戸支局 TEL 078-391-6377

ひろしましゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
広島出入国在留管理局 TEL 082-221-4411

たかまつしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
高松出入国在留管理局 TEL 087-822-5852

ふくおかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
福岡出入国在留管理局 TEL 092-717-5420

なはしきょく
那覇支局 TEL 098-832-4185